

第 1 4 期第 1 8 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 6 年 12 月 3 日（火）午後 2 時

場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第 2 常任委員会会議室

第14期第18回 札幌市農業委員会総会 出席者名簿

議 席	氏 名	出 欠
1	生 野 隆 雄	出 席
2	山 本 和 夫	出 席
3	藤 井 徹	出 席
4	大 西 智 樹	欠 席
6	上 山 雅 彦	出 席
7	千 葉 悦 子	出 席
8	氏 家 正 喜	出 席
9	平 佐 雅 勝	出 席
10	橋 場 和 実	出 席
11	吉 田 長 幸	出 席
農地利用最適化 推進委員	澤 田 喜 幸	議案第2号の調査 員として出席
農地利用最適化 推進委員	遠 山 寛	議案第2号の調査 員として出席
農地利用最適化 推進委員	岡 島 日 登 美	議案第2号の調査 員として出席

事務局	事務局長 石橋 英二	
	次 長 佐々木 久美	
	振興係長 伊藤 哲也	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	
議案第2号	現況証明について	
議案第3号	国又は地方公共団体からの土地の現況に関する照会について	
議案第4号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
報告第1号	農地等の利用状況報告書の提出について	
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第4号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第5号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	
報告第6号	令和6年度利用状況調査の結果について	

第 14 期第 18 回農業委員会総会 議事録

令和 6 年 12 月 3 日 (火)

発 言 者	議 事 内 容
議 長	これより第14期札幌市農業委員会第18回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、大西委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者 9 名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第 3 項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号 3 番の藤井委員と議席番号 6 番の上山委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案 4 件、報告 6 件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農 地 係 長	それではご説明いたします。 1 ページの申請番号31-502番の東区中沼町の件につきましては、市街化調整区域内の農地をサッカーグラウンドにするため、農地を転用したいというものでございます。 場所でございますが、資料 1－1 の位置図をご覧ください。申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より北東へ約 8 km の市街化調整区域に位置する10ha未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象となった経緯はありません。また、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地には当たらず、それらの区域になることが見込まれないほか、近傍の標準的な農地を超える生産性を上げることができるとは認められないことから、農地区分は第 2 種農地に該当すると判断されます。 譲受人はサッカーグラウンドの需要の高まりを受け、サッカーグラウンドの設置・運営を行うため、事業に必要な面積・形状を確保できる土地を選定したものです。 次に資料 1－2 をご覧ください。土地の利用計画は、サッカーグラウンドが6,720㎡、駐車場が3,961.7㎡、見学エリアが2,516.1㎡、ウォーミングアップエリアが1,672㎡、通路が3,051.2㎡で、転用面積は17,921㎡となっております。 本申請は、第 2 種農地の転用であり、事業用地として必要な条件を踏まえて検討した結果、本申請地を選定していることから、周辺のほかの土地において事業の目的を達成することができるとは認められず、そのほかの

発 言 者	議 事 内 容
農 地 係 長	許可基準に照らしても許可相当と判断されますので、北海道農業会議に意見聴取を行ったうえ、別紙「意見書」（案）のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第１号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第２号「現況証明」について上程いたします。初めに項番１について、代表の澤田推進委員から説明をお願いいたします。
澤 田 委 員	推進委員の澤田です。調査員を代表してご説明いたします。 ２ページの項番１の北区篠路町上篠路の件につきまして、11月５日に山本委員、氏家委員と私の３人で現地調査を行いました。 申請地の位置につきましては、資料２－１の位置図をご覧ください。申請地は、現在の所有者である法人の前社長が平成13年に農地法第３条で取得しておりますが、当時のことを現在の社長は把握しておらず、当時の耕作状況はわからないとのことでした。 過去の航空写真を確認したところ、平成15年にはすでに資材置場や植林による森林のような状態となっており、農地としての維持・管理がされていない状態でございます。 現在は、ごく一部で耕作されているものの、大部分は20年以上前から不耕作の状態であり、現状で農地性はなく、農地への復元は困難な状態です。 そのほか、申請地に係る調査内容は、資料２－２のとおりです。 このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第３条（２）の「人為的に荒廃した土地で、荒廃の起因となった行為から20年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから、「非農地」として提案いたしました。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、項番２について、代表の遠山推進委員から説明をお願いいたします。
遠 山 委 員	推進委員の遠山です。調査員を代表してご説明いたします。 項番２の東区中沼町の件につきまして、11月13日に千葉委員、吉田委員と私の３名で現地調査を行いました。 申請地の位置につきましては、資料３－１の位置図をご覧ください。申請地は、平成元年から平成５年の間に資材置場として使用され、平成15年

発 言 者	議 事 内 容
遠 山 委 員	頃からは資材置場としては使用されなくなりましたが、20年以上不耕作の状態にあり、土地には石が混ざっており、また地盤も周囲より高く盛られており、現状で農地性はなく、農地への復元は困難な状態です。 そのほか、申請地に係る調査内容は、資料３－２のとおりです。 このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第３条（２）の「人為的に荒廃した土地で、荒廃の起因となった行為から20年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから「非農地」として提案いたしました。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、項番３について、事務局から説明をお願いいたします。
農 地 係 長	委員調査に係る説明は、調査員にさせていただいておりますが、日程の都合がつかなかったため、事務局からご説明いたします。 項番３の厚別区厚別町山本の件につきまして、11月13日に大西委員、稲野邊委員、松下委員、の３人で現地調査を行いました。 申請地の位置につきましては、資料４－１の位置図をご覧ください。申請地は、平成の初め頃までは耕作されていたようですが、平成５年頃から資材置場として使用するようになったとのことです。 すでに不耕作の状態になってから30年以上経過しており、地盤は砂利・碎石敷きで踏み固められており、現状で農地性はなく、農地への復元は困難な状態です。 そのほか、申請地に係る調査内容は、資料４－２のとおりです。 このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第３条（２）の「人為的に荒廃した土地で、荒廃の起因となった行為から20年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから「非農地」として提案いたしました。 説明は以上でございます。
議 長	最後に、項番４について、代表の岡島推進委員から説明をお願いいたします。
岡 島 委 員	推進委員の岡島です。調査員を代表してご説明いたします。 ３ページの項番４の手稲区手稲山口の件につきまして、11月５日に平佐委員、川合委員と私の３人で現地調査を行いました。 申請地の位置につきましては、資料５－１の位置図をご覧ください。申請地の状況ですが、昭和38年に現所有者の父が土地を購入し耕作しておりましたが、現所有者は農業に従事していないため、過去に何を耕作していたかを把握しておらず、平成24年に相続してからも自身で耕作を行ってお

発 言 者	議 事 内 容
岡 島 委 員	りません。 まず、申請地①の２筆につきましては、一部森林化が進んでおり、現状で農地性はなく、農地への復元は困難な状態です。 そのほか、申請地①に係る調査内容は、資料５－２のとおりです。 このような現況から「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第３条（１）の「自然的に荒廃した土地で、不耕作の状態になってから１０年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから、申請地①につきましては「非農地」として提案いたしました。 次に、申請地②の６筆につきましては、雑草が生えてきているものの、耕作が可能な状態であるため「農地」として提案いたしました。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第２号につきましては原案どおり決定いたします。 ここで、推進委員のみなさまは退席されます。 （推進委員 退室） 続きまして、議案第３号「国又は地方公共団体からの土地の現況に関する照会」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農 地 係 長	委員調査に係る説明は、調査員にさせていただいておりますが、日程の都合がつかなかったため、今回は事務局からご説明いたします。 ４ページの項番１の白石区川下の件につきまして、１１月１３日に大西委員、稲野邊委員、松下委員の３人で現地調査を行いました。 調査地の位置につきましては、資料６－１の位置図をご覧ください。調査地は、２,８００㎡のうち約８００㎡はかつてから住宅敷地として利用されており、それ以外の部分については、航空写真で確認したところ平成１５年から平成２０年の間に、一部を駐車場として使用するようになったと思われます。かつてから住宅敷地であった場所以外も、大半は不耕作の状態になってから２０年程度経過し、地盤は固く締まっており、現状で農地性はなく、今後も農業上の利用は見込まれません。 そのほか、照会地に係る調査内容は、資料６－２のとおりです。 このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第３条（２）の「人為的に荒廃した土地で、不耕作の状態になってから２０年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから、「非農地」として提案いたしまし

発 言 者	議 事 内 容
農 地 係 長	た。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第4号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 5ページの申請番号20-631番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はピーマン等を生産する予定の農家でございます。 本件につきましては、報告第2号と関連いたしますので、一括してご説明いたします。 まず、7ページの報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてご覧ください。これは本件の借主が、新たに農地を借りるために合意解約した旨の通知があったものです。 それでは、5ページの議案第4号に戻りまして、場所でございますが、資料7-1をご覧ください。9月10日に事務局職員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料7-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。 貸借期間は5年間です。 続きまして、申請番号75-606番及び75-607番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主はカボチャを生産する農家でございます。 貸借期間は3年間です。 なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。

発 言 者	議 事 内 容
議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号から第6号について事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 6ページの報告第1号「農地等の利用状況報告書の提出」について、今回は2社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。 資料8－1及び8－2をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第3条第3項に定める2つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。 次に、7ページの報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知」については、議案第4号でご説明したとおりでございます。
農 地 係 長	続きまして、8ページの報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、北区で3件、東区で1件、白石区で2件、西区で1件、合計7件の届出がありました。 これらの届出は、市街化区域内の農地を、宅地造成、工場・住宅・介護施設建築のため転用する目的で、権利の移転を行うもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 次に、10ページから13ページまでの報告第4号「現況証明」について、中央区で2件、北区で2件、東区で9件、白石区で4件、清田区で2件、南区で6件、西区で4件、手稲区で3件、合計32件の申請がありました。 当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 次に、14ページの報告第5号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、北区で1件、西区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、すべて「非農地」として回答したものです。 最後に15ページの報告第6号「令和6年度利用状況調査の結果」について、今年度の利用状況調査は、農業委員、推進委員及び事務局職員で、6月から9月にかけて現地調査を実施し、10月の検討会を経て、今年度の調査結果を取りまとめました。 資料9－1をご覧ください。遊休農地集計表でございます。1番下の全市の計欄をご覧ください。今年の調査では、8筆、115,994㎡の遊休農地が減少し、新たな遊休農地は発生しておりません。その結果、今年度の遊休農地は、113筆、557,077㎡となっております。この113筆の遊休農地につきましては、利用意向調査の対象となりますことから、準備が整い次第、

発 言 者	議 事 内 容
農 地 係 長	実施してまいります。 次に、資料 9－2 をご覧ください。遊休農地減少内訳表でございます。 1 番下の全市の計欄をご覧ください。遊休農地の減少内訳は、営農再開や保全管理された農地が 3 筆、9,371㎡、荒廃が進み農地としての再生利用が困難と判断したものや、現況証明の申請があり非農地となったものが 5 筆、106,623㎡となっております。 今回の利用状況調査で非農地と判断したものについては、今後、非農地通知を発送いたします。 説明は以上でございます。
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和 7 年 2 月 3 日、月曜日、午後 2 時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第19回総会は令和 7 年 2 月 3 日、月曜日、午後 2 時からといたします。 なお、会場は、市役所12階の会議室を予定していますので、お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。

開始時間 午後 4 時 00 分 終了時間 午後 4 時 25 分